

## 報告事項ウ

### 大学間連携共同教育推進事業の共同実施について

大学間連携共同教育推進事業について、島根大学他 9 機関の間で共同実施について協定を締結しましたので、報告します。

平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 大学間連携共同教育推進事業の共同実施について

教育総務課

- 1 協定の名称 大学間連携共同教育推進事業の共同実施に関する協定
- 2 締結者 島根大学長、鳥取環境大学長、島根県立大学長、島根県立大学短期大学部長、鳥取短期大学長、鳥取県教育委員会教育長、島根県教育委員会教育長、島根県立古代出雲歴史博物館長、島根経済同友会代表幹事（鳥取県、島根県の大学等9機関）
- 3 目的 構成大学が、国公私立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムの構築を行い、大学間の積極的な連携に取り組む
- 4 期間 平成24年9月21日から平成29年3月31日

### 5 連携の内容

島根大学が中心となって、鳥取県、島根県の大学、短大が連携し、同地域のステークホルダー（企業、団体、行政、教育、医療、福祉等）が求める人材を育成する。

- (1) 取組の名称 大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング
- (2) 中核となる4つの取組
  - ① ステークホルダーとの連携
    - ・ステークホルダーと高等教育機関が連携して高等教育について検討する「鳥取・島根高等教育フォーラム」を立ち上げる。
    - ・豊かな教育資源を持つ地域に学生が早期から出向き、座学の知を経験知への再構成し、地域社会から求められる学修へと結実していくソーシャルラーニングを展開する。
  - ② ソーシャルラーニング（大学と社会を結ぶ学習）の実施
    - ・各高等教育機関がこれまで実施してきた経験と知見を共有化し、地域ステークホルダーと協働で、教育開発を行う。
    - ・学生間の組織的な交流支援等によって、持続的な動機付けを促す。
  - ③ 教育機関を横断した教育の質保証システムの構築
    - ・連携して評価を行い、ステークホルダーによる評価を改善に反映させる。
  - ④ 組織的FD・SD（教員・職員の資質向上）の展開
    - ・連携校職員を対象に、各種講演やワークショップを実施する。
    - ・個別事業の改善ニーズに対応するため、授業コンサルテーションを実施する。
- (3) 関係団体の所有する施設等の活用

高等教育機関が持っている教育的リソース（鳥取環境大学：サステナビリティ研究所等、鳥取短期大学：地域交流センター等）を活用する。また、必要に応じて、ステークホルダーの所有する施設や設備も使用する。

⇒鳥取県教育委員会の所管する教育施設を学生のフィールドとして活用

**取組名称：大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング  
取組大学：島根大学（代表校）鳥取環境大学、鳥取短期大学、島根県立大学短期大学部**

山陰地域の5大学・短大は、地域社会の人材ニーズに正面から向き合い、応えていくために、地域全体をフィールドにした「ソーシャルラーニング」を共同で展開する。ソーシャルラーニングとは、学生が早期から山陰地域の自然・歴史・文化・産業等の現場に出向き、地域の人々と交流する中で、地域発展の鍵となる課題を発見し、未知の解を追究しようとする力を伸ばす教育を意味する。本取組では、地域社会が大学教育に直接関与するシステムも構築する。

